

## 沼津市暴力団排除条例の制定

平成 24 年第 6 回(9 月)沼津市議会定例会において、沼津市暴力団排除条例が制定されました。条例の施行については、平成 25 年 4 月 1 日を予定しております。

### ■条例の概要

平成 23 年 8 月 1 日に静岡県暴力団排除条例が施行されたことに伴い、本市においても県条例を補完し暴力団排除の取り組みを徹底していくため、沼津市暴力団排除条例を制定しました。

条例の基本理念は、「暴力団を恐れない」・「暴力団に資金を提供しない」・「暴力団を利用しない」とし、概要については次のとおりです。

#### 1. 市の役割

基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に推進する。

推進にあたっては、市民・事業者・県・他の市町等との連携及び協力に努める。

#### 2. 市民等の役割

市民及び事業者は、市が実施する暴力団排除施策に協力するとともに、暴力団等との関係を遮断するよう努める。

#### 3. 市の事務及び事業における措置

市は、公共工事の入札から暴力団を排除することのほか、市の事務及び事業が暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講ずる。

#### 4. 市民等に対する支援

市は、市民等が自主的に相互の連携及び協力を図りながら、暴力団排除の活動に取り組めるよう、情報提供等その他の必要な支援を行うとともに、その安全の確保に配慮する。

#### 5. 青少年に対する措置

市内の市立中学校及び市立高校の生徒が、暴力団に加入したり、暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずる。

#### 6. 利益の供与の禁止

市民及び事業者が、暴力団員等に対して利益を供与することを禁止します。

### ■今後の予定

- ・平成 24 年 11 月 6 日 午後 5 時 00 分から、沼津駅前において沼津市暴力団排除条例周知のための街頭キャンペーンを実施する。
- ・沼津警察署と連絡体制の確立と連携強化を図るため協定の締結を行う。
- ・事業者等を対象とした説明会を適宜開催する。